

資料1

第1回公表に向けた検証のための調査方法について

第1 民事事件

1. 事件票 + 予備的調査

○ 調査方法

事件票

- 事件票の改定により、全国的、全数的に、(1)従前より詳細な事件類型ごとの分析、(2)事件属性としての、合議・単独別、訴額別、当事者数別の分析、(3)主な手続段階別の審理期間(訴え提起～第1回口頭弁論期日～弁論終結日～事件終局日)を把握。

予備的調査

- 確定記録について少数のサンプル調査を行う。
- より深化した調査を行うための準備的なもの。
- 次の仮説定立とその検証方法の検討のための調査として実施。

○ 意義

- 全件を対象とするため、対象が広く、データ量が豊富。
- 第1回公表に向けた検証をボーリング調査として位置付け。

2. 他に考えられる調査方法

(1) 事件票 + 2年超事件調査

- 迅速化法2条を踏まえ、「2年」を超えた事件について、医事・建築等報告票と同様の視点を持った調査項目について調査を行う。

(2) 事件票 + 事件類型別調査

- 長期化が予想される事件類型(医事・建築・労働・知財など)について、医事・建築等報告票と同様の視点を持った調査項目について調査を行う。

(3) 事件票 + 全体的なサンプル調査

- 全事件を対象に、医事・建築等報告票と同様の視点を持った調査項目について調査を行う。

○

第2 刑事事件 事件票 + 長期係属事件個別調査表(B1表)

- 事件票については、従来のもので引き続きデータ収集。個別調査表については、引き続き2年超事件を対象に調査を実施。調査項目について、「事件番号」「前科の有無等」を追加。